

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑦ 相談支援事業所の役割と実際	○ 相談支援事業所の組織体系	
	⑧ 身体障害者福祉法	○ 相談支援事業所の活動の実際	
	⑨ 知的障害者福祉法	○ 身体障害者福祉法の概要	・ 身体障害者福祉手帳、身体障害者福祉法に基づく措置 ・ その他
	⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	○ 知的障害者福祉法の概要	・ 療育手帳、知的障害者福祉法に基づく措置 ・ その他
	⑪ 発達障害者支援法	○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の概要	・ 精神保健福祉手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院 ・ その他
	⑫ 障害者基本法	○ 発達障害者支援法の概要	・ 発達障害者支援センターの役割 ・ その他
	⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	○ 障害者基本法の概要	
	⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の概要	
	⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律	○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要	
		○ 障害者の雇用の促進等に関する法律の概要	

# I ー③ 短期養成施設における教育カリキュラム

- 教育内容の見直しにおいては、精神保健福祉士教育カリキュラムの中で、精神障害者に限らず、障害者等の相談援助を行う際に不可欠となる、ソーシャルワークに係る基礎的な知識及び技術の習得に関する教育内容を基礎科目として考えることとする。
- その際、平成21年度に改正された共通科目においては、精神保健福祉士の知識及び技術として重要となる「現代社会と福祉」、「地域福祉の理論と方法」の2科目を基礎科目から除外していたところであるが、今回の見直しにより、精神障害者の支援という観点で関連する教育内容が専門科目にも盛り込まれることから、先の2科目を基礎科目として位置づけることとする。
- 短期養成施設のカリキュラムについては、上記の考え方に基づく基礎科目を修めて卒業した者に加えて、一定の相談援助に関わる実務経験を有する者を対象とするものであることから、精神保健福祉士に求められる専門的な知識と技術の習得に重点を置いた教育カリキュラムとする。

科目	時間
精神疾患とその治療	60
精神保健の課題と支援	60
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	30
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120
精神保健福祉活動を支える制度・サービス	60
精神障害者の生活支援システム	30
精神保健福祉援助演習Ⅱ	60
精神保健福祉援助実習指導	90
精神保健福祉援助実習	210
合計	720

## Ⅱ 教員(実習・演習を除く)

## Ⅱ－① 専任教員の員数等

### 1 専任教員の数

- 学生総定員の区分に応じた専任教員の数に係る基準は変更しない。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行								
現行どおり	<p>○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。</p> <table border="1" data-bbox="1000 743 1798 1046"> <thead> <tr> <th data-bbox="1000 743 1454 808">学生総定員の区分</th> <th data-bbox="1454 743 1798 808">専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1000 808 1454 872">80人まで</td> <td data-bbox="1454 808 1798 872">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1000 872 1454 968">81人から200人まで</td> <td data-bbox="1454 872 1798 968">3 + <math>\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}</math></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1000 968 1454 1046">201人以上</td> <td data-bbox="1454 968 1798 1046">6 + <math>\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}</math></td> </tr> </tbody> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	201人以上	6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$
学生総定員の区分	専任教員数								
80人まで	3								
81人から200人まで	3 + $\frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$								
201人以上	6 + $\frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$								

## 2 専任教員の要件

○ 専任教員の要件について、新しい教育カリキュラムを踏まえ、見直しを行う。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 短期養成施設及び一般養成施設等 別表第〇に定める数以上の専任教員を有し、かつ、専任教員として、次に掲げる者を少なくとも1人ずつ有すること。</p> <p>(1)教務に関する主任者</p> <p>(2)<a href="#">精神保健福祉相談の基盤Ⅱ</a>、<a href="#">精神保健福祉の理論と相談援助の展開</a>、<a href="#">精神保健福祉活動を支える制度・サービス</a>、<a href="#">精神障害者の生活支援システム</a>、又は<a href="#">精神保健福祉援助演習Ⅱ</a>を教授できる者</p> <p>(3)<a href="#">精神保健福祉援助実習</a>又は<a href="#">精神保健福祉援助実習指導</a>を教授できる者</p> <p>③ 原則として、教員は、1の精神保健福祉士養成施設等(1の精神保健福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。</p>	<p>① 短期養成施設及び一般養成施設等 別表第2に定める数以上の専任教員を有し、かつ、専任教員として、次に掲げる者を少なくとも1人ずつ有すること。</p> <p>(1)教務に関する主任者</p> <p>(2)<a href="#">精神保健福祉論</a>、<a href="#">精神保健福祉援助技術論</a>又は<a href="#">精神保健福祉援助技術各論</a>を教授できる者</p> <p>(3)<a href="#">精神保健福祉援助実習</a>を教授できる者</p> <p>③ 原則として、教員は、1の精神保健福祉士養成施設等(1の精神保健福祉士養成施設等に2以上の課程がある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるものであること。</p>

## Ⅱ－② 教員要件の見直し(実習・演習を除く)

- 教員要件については、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、現行の教員要件を踏まえつつ、
- ① 保健、医療、福祉サービス等の現場で、実際に活動している精神保健福祉士を広く活用できるようにすること
  - ② 国の行政機関又は地方公共団体の職員として、5年以上の実務経験があれば、当該科目に関して教授できるようにすること
  - ③ 「精神疾患とその治療」や「精神保健の課題と支援」を含めて、当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者も、教授できるようにすること
  - ④ 共通科目については、社会福祉士と同様の要件を設けるとともに、さらに一部の科目については精神保健福祉士として5年以上の実務経験があれば、当該科目に関して教授できるようにすること
  - ⑤ 「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ」(読み替え可能科目)については、社会福祉士として5年以上の実務経験があれば、当該科目に関して教授できるようにすること
- といった見直しを行う。(その他の基準については、現行どおりとする。)

【一般養成施設・短期養成施設共通】

## (1) 見直し案の概要

○ 新しい教育カリキュラムにおける科目ごとに、

- ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
- ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
- ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
- ④ 当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員(経験者を含む。)
- ⑤ 5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士
- ⑥ 5年以上の実務経験を有する社会福祉士(一部の専門科目を含む。)
- ⑦ 精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師

のいずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

また、共通科目については社会福祉士と同様の要件としつつ、一部の科目については5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士を加えて、いずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

# (見直し後の科目ごとの教員要件)

		当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教	当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員	当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者	当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員	5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士	5年以上の実務経験を有する社会福祉士	医師（専門科目は、精神障害者の保健、医療等の業務に5年以上の実務経験を有する者）	5年以上の実務経験を有する看護師等
共通科目	人体の構造と機能及び疾病	/	/	○	/	/	/	○	○
	心理学理論と心理的支援	○	○	○	/	/	/	/	/
	社会理論と社会システム	○	○	○	/	/	/	/	/
	現代社会と福祉	○	○	○	/	/	/	/	/
	地域福祉の理論と方法	○	○	○	○	●	○	/	/
	福祉行財政と福祉計画	○	○	○	○	●	○	/	/
	社会保障	○	○	○	/	/	/	/	/
	低所得者に対する支援と生活保護制度	○	○	○	○	●	○	/	/
	保健医療サービス	○	○	○	○	●	○	/	/
	権利擁護と成年後見制度	○	○	○	○	●	○	/	/
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	○	○	○	●	○	/	/	
専門科目	精神疾患とその治療	/	/	●	/	/	/	○	/
	精神保健の課題と支援	●	●	●	●	/	/	○	/
	精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ（読替可能）	○	○	○	/	○	●	/	/
	精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	○	○	○	/	○	/	/	/
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	○	○	○	/	○	/	/	/
	精神保健福祉活動を支える制度・サービス	○	○	○	●	○	/	/	/
	精神障害者の生活支援システム	○	○	○	●	○	/	/	/

○印は、社会福祉士教育における教員要件と同様のもの。 ●印は、現行の規程（精神・社会）の考え方と比較して追加となるもの。



## (参考) 現行の精神保健福祉士養成施設の教員要件について

- 現行の精神保健福祉士養成施設における教員要件については、科目ごとに、
  - ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
  - ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
  - ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
  - ④ 5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士
  - ⑤ 精神障害者の保健及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師のいずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

## (2) 見直し案の具体的内容

見直し案	現行
<p><u>各科目の教員(添削指導者を含む。)の資格要件については、次のアからオまでの科目ごとにそれぞれ掲げる者のうち、いずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>ア 精神疾患とその治療</u></p> <p><u>(ア)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u></p> <p><u>(イ)精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師</u></p> <p><u>イ 精神保健の課題と支援</u></p> <p><u>(ア)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u></p> <p><u>(イ)精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師</u></p> <p><u>(ウ)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者</u></p> <p><u>ウ 精神保健福祉相談援助の基盤 I</u></p> <p><u>(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</u></p>	<p><u>指定規則第6条第1号に定める専任教員となることができる者は、次のとおりであること。</u></p> <p><u>ア 精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論又は精神保健福祉援助技術各論の専任教員になることができる者</u></p> <p><u>(ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論又は精神保健福祉援助技術各論を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</u></p> <p><u>(イ)専修学校の専門課程の専任教員として、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論又は精神保健福祉援助技術各論を3年以上担当した経験のある者</u></p> <p><u>(ウ)大学院において、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論又は精神保健福祉援助技術各論に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u></p> <p><u>(エ)精神保健福祉士の資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</u></p> <p><u>イ 精神保健福祉援助実習の専任教員になることができる者</u></p> <p><u>(ア)大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育</u></p>